

## 発議第 3 号

### 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する決議

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次の事項について調査を行うものとする。

#### 1 調査事項

(1) 飛騨市元職員の履歴の捏造、人事情報の改ざんに関する事

#### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により、委員 7 人で構成する飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。

#### 3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項（及び同法第 98 条第 1 項）の権限を 2 に掲げる特別委員会に委任する。

#### 4 調査期限

2 に掲げる特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### 5 調査経費

本調査に要する経費は、10 万円以内とする。

平成 28 年 9 月 28 日提出

提出者 飛騨市議会議員 野村 勝 憲

賛成者 飛騨市議会議員 洞 口 和 彦

賛成者 飛騨市議会議員 徳 島 純 次

賛成者 飛騨市議会議員 中 村 健 吉

賛成者 飛騨市議会議員 仲 谷 丈 吾

### 【提案理由】

平成 23 年 11 月 29 日付新聞報道によって、元職員（前飛騨市議）の履歴捏造が発覚した。

飛騨市は履歴捏造に関わった職員を平成 27 年 8 月 28 日付で懲戒処分したが、捏造した人事履歴のデータの改ざん・入力に関しては、職員の当時の上司の真相があきらかになっていないとし、昨年 9 月議会において、調査決議が発議されたが否決されたため、いまだに真相があきらかになっていない。

加えて、履歴捏造・データ改ざんを依頼した前市議は議員辞職したため、事実解明が進まず、市民の皆様との意見交換会や市民からの要望書において事実解明を強く求められている。

よって、事実解明を強く要望する市民の付託に応え、市議会に対する市民の信頼を回復することを目的として、地方自治法第 100 条第 1 項に基づく調査を実施し、再発防止に役立てるものである。